

## 医療技術者応援事業実施要綱

## 1 目的

この事業は、「北海道新型コロナウイルス感染症対策地域医療支援基金」を財源に、新型コロナウイルス感染症患者に直接接触する業務に従事した医療技術者（以下「対象者」という。）へ「医療技術者応援メッセージ付き道産品ギフト（以下「ギフト」という。）」を贈呈することにより、寄附者からの感謝の気持ちを伝えることを目的とする。

## 2 交付の対象

令和2年(2020年)7月1日から令和4年(2022年)9月30日までの期間中、次のいずれかの医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者に直接接触する業務に10日以上従事した医療技術者を対象とする。（退職者を含む）

- (1) 重点医療機関若しくは協力医療機関（みなし重点医療機関は除く。）
- (2) 発熱者等診療・検査医療機関
- (3) 自宅療養者等の治療を実施した医療機関

なお、要綱において、医療技術者とは、新型コロナウイルス感染症患者に直接接触する業務に従事していた資格取得者をいい、医師、看護師、その他医療技術者をいう。

## 3 贈呈方法等

- (1) 医療機関は、対象者に対し、個人情報の提供の同意を得たうえで、「北海道電子自治体共同システム（以下「システム」という。）」により、申請するものとする。

また、2「(3) 自宅療養者等の治療を実施した医療機関」のみに該当する医療機関は、申請にあたり自宅療養者等の治療を実施したことがわかる診療報酬明細書（レセプト）を個人情報に関わる部分を非表示にした上で、提出することを条件とする。

- (2) ギフトについては、申請に基づき、業務受託者より、対象者の自宅又は医療機関にギフト冊子を送付し、受け取った対象者はギフトを選択の上、業務受託者に専用はがきを返信し、申し込むことにより、ギフトを受領するものとする。
- (3) ギフトの発送先は、対象者の自宅を原則とする。医療機関が対象者へ配付することとするはさまたげない。

## 4 その他

本事業によりギフト贈呈を受けた対象者は、その権利を第三者に譲渡しないこと。